様式第4号(第5条関係)

　　　　　　　　　　(表)

|  |
| --- |
| 立入調査員証　次の者は，空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。　　　　　　　所属　　　　　　　職名　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　年　　月　　日　交付　　　　　　　土佐清水市長 |

|  |
| --- |
| 空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)第9条　(略)2　市長村長は第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において当該職員又はその委任したものに空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。3　(略)4　前2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。5　前2項の規定による立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。※注意　この証票は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。 |